

## 鹿児島行政書士青年会会則

### (名称)

第1条 本会は「鹿児島行政書士青年会」と称する。

### (目的)

第2条 本会は、行政書士制度の啓発活動を行うとともに、会員の資質の向上と相互の親睦を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、次の各号の事業を行う。

- 一 行政書士制度の啓発とその発展に資するための活動
- 二 行政書士業務に関する研究会、研修会
- 三 会員相互の親睦を図るための活動
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な活動

### (会員の資格)

第4条 次の各号の全てを満たす者は、本会の会員となる資格を有する。

- 一 鹿児島県行政書士会に所属する会員であること
- 二 年度の初日である4月1日において45歳以下である者
- 2 本会の会員となる資格を有する者は、会長に対して入会の申込みをなすことにより、本会の会員となることができる。会員は、総会において1個の議決権を有する。
- 3 年度の初日である4月1日において46歳以上である会員は会長に申し出ることにより賛助会員になることができる。賛助会員は総会の議決権を有しない。

### (事務局)

第5条 本会の事務局は、会長の事務所に置く。

### (役員構成)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名以内
- 三 理事 3名以上10名以内
- 四 会計監事 2名以内

### (役員選任)

第7条 理事及び会計監事は、会員の互選により、総会において選出する。

2 会長及び副会長は理事の中より、理事会の決議において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、会長の定めるところにより会長を補佐し、会の業務を分掌し、会長又は副会長に事故あるときは、代行者を互選のうえ、その職務を代理し、会長、副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 会計監事は、会の業務並びに資産及び会計の状況を監査する。
- 5 会計監事は、会の他の役員を兼ねることはできない。
- 6 役員は、メーリングリスト及びホームページの管理を定期的に行わなければならない。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

- 2 補欠または増員のために選任された役員任期は、前項の規定に関わらずその期の残余期間とする。
- 3 役員は、その任期終了の場合においても、後継者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(総会種別)

第10条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成及び開催)

第11条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 通常総会は、会員をもって構成し、原則として毎年5月に開催する。
- 3 臨時総会は、会員総数5分の1以上の要求があれば、会長が招集しなければならない。また、本会の運営に関し特に必要がある時は、会長が招集することができる。

(総会で議決すべき事項)

第12条 総会は、次の各号の事項を議決する。

- 一 事業報告、収支決算及び会計監査報告の承認
- 二 事業計画案及び収支予算案の承認
- 三 役員選任
- 四 会則の改正

- 五 理事会において総会に付議すべき旨議決したこと
- 六 その他、本会の運営に関する事項

(総会の決議要件)

第13条 総会の決議は、出席会員（委任状出席を含む）の過半数により行い、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 総会の決議は、書面又は電磁的方法により行うことができる。

(議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 構成員数及び場所
- 三 議事の経過の要領

(理事会の構成)

第15条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第16条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、会日より1週間前までに副会長及び理事に対して、その通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮できる。
- 3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。
- 4 会長は、理事の3分の1以上の者から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した通知をもって、理事会招集の要請があった場合は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会は、構成員（会長を除く。）の3分の2以上の同意があったときは招集の手続を得ないで開くことができる。
- 6 会長は、必要があるときは、監事に対しても理事会の開催を通知することができる。
- 7 各委員会から発議があったときは、当該委員会の委員長は、理事会に対して意見を述べるることができる。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を得なければならない。

- 一 会長及び副会長の選任
- 二 事業計画及び収支予算等に関すること
- 三 規則又は規定の制定及び改廃に関すること
- 四 総会に付議すべき事項
- 五 欠員が生じた役員の補充選任
- 六 会員の入会の承認
- 七 各委員会から発議又は答申があった事項

(定足数)

第18条 理事会は、会長、副会長及び理事の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(業務執行)

第19条 本会の業務執行は、理事会の決するところによる。

(書面又は電磁的方法による決議)

第20条 会長は、特別の理由があるときは、書面又は電磁的方法による決議を求めることができる。

- 2 前項の場合において、決議の目的である事項について理事会の構成員の過半数が書面又は電磁的方法をもって同意を表したときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 会長は、遅滞なく決議の結果を副会長及び理事に通知しなければならない。

(理事会の議長及び議決)

第21条 理事会の議長は、会長とする。会長に事故あるときは、副会長の互選とする。

- 2 理事会の議決は、理事会の構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事会の議決について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事会の構成員のうち2人が署名押印しなければならない。

(特別委員会)

第23条 本会は、必要がある場合には、理事会の議決を経て特別委員会を設けることが

できる。

- 2 前項の特別委員会につき必要な事項は、理事会で定める。

#### (委員会の設置)

第24条 本会は、総会または理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員長は、副会長または理事の中から会長が委嘱する。
- 3 委員は、会員の中から会長が委嘱する。

#### (会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (会費)

第26条 本会の会費は、年1回払いとする。

- 2 本会の会費額は、毎年通常総会で定める。
- 3 中途入会者の会費は、月割計算とし、入会后2月以内に納めなければならない。

#### (会費の滞納)

第27条 会費を2年以上滞納した者は、退会したものとみなす。

#### (会則の変更)

第28条 この会則は、総会において、会員総数の過半数の同意を得ることにより変更することができる。

- 2 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が決定する。

#### (退会)

第29条 第4条に規定する会員で、本会を退会しようとする者は、会長に対する退会の申し出により、いつでも退会することができる。

- 2 本会の規定に違反し、他の会員に不利益等犯した者は、理事会の議決において退会を勧告することができる。

附則 令和4年5月28日改訂